

札幌学院大学法学会規程（抄）

（名称および事務所）

第一条 本会は、札幌学院大学法学会と称し、事務所を札幌学院大学法学部内に置く。

（目的）

第二条 本会は、法学その他関連諸科学に関する研究の発展とその発表、普及、および会員相互の親睦を図り、併せて会員の研究を促進することを目的とする。

（事業）

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(一) 学術雑誌『札幌学院法学』の発行
(二) 研究会・講演会の開催
(三) その他、本会の目的を達成するため必要と認めた事項

（組織および学生の地位）

第四条 本会は、次の会員をもつて組織する。
(一) 通常会員（法学部専任教員および総会の承認を得た本学教職員、名誉教授）
(二) 賛助会員（本学卒業生およびその他、本会の趣旨に賛同・支援し、会費を納入した者。ただし、総会の承認を必要とする。）
(三) 学生会員（本学法学部学生）

第五条 (総会) 総会は、通常会員をもつて構成する。二、総会は、本会の運営に関する重要な事項および年度の予算・決算を審議承認する。

三、総会は、会長がこれを招集する。また、通常会員の三分の一以上の開催要請があるときは、臨時総会を招集しなければならない。

会員名簿

会長

吉松洞千田清笛小神小金岡伊家西
川本澤葉處水川杉谷沢山田藤田尾
日祥秀寛博敏敏伸章隆久雅愛
日出男志雄樹之行彦次生司剛子敬義

名譽教授

鈴宇見莊渡嶋
木田澤子辺田
敬一俊邦利佳
夫明明雄治広

第六条 (役員) 本会に次の役員を置く。
(一) 会長一名
(二) 総務幹事若干名
(三) 幹事若干名
二、会長およびその他の役員は、総会で互選する。
三、役員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

第七条 (会長) 会長は、会を代表し、会務を総括主宰する。

第八条 (総務幹事および幹事) 幹事の中から総務幹事を互選する。

総務幹事は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その事務を代行する。
二、幹事は、学術雑誌『札幌学院法学』を発行し、その他第三条に定められた事業を行う。
三、幹事には、編集・庶務・会計担当を置く。ただし、庶務・会計は本学職員の中から委嘱された者に分担させることができる。